隣接校選択制







隣接校選択制とは、一宮市の隣接する区域の学校の中から1校希望することができるという制度です。

◆どんな人が対象になるの?◆

毎年4月に小中学校に入学する児童生徒が対象となります。

但し、保護者の方の責任と負担で、小学校では徒歩、中学校では徒歩又は自転車による通学ができることが条件となります。

(P4 校区図 · P8 服装 参照)

◆どんな手続きをすればいいの?◆

*選択性を希望されない方は以下の手続きは不要です。

◇10月

○説明会について

就学時検診の時(小学校入学対象)、各小学校の開く説明会(中学校入学対象)にて、 説明会が行われます。

○「一宮市通学区域弾力化実施要項」について 説明会時に配布される、隣接校選択制について説明がされている冊子です。 「小(中)学校選択希望申請書」はこの冊子の中にあります。

◇11月

○学校公開週間について

学校公開週間中に限り、校内を見学することができます。入学する学校を選ぶ参考にしてください。公開期間については、実施要綱、一宮市広報、各学校のホームページなどを参考にしてください。

〇「小(中)学校選択希望申請書」の提出

11月中旬には希望する学校を決定し、「小(中)学校選択希望申請書」に必要事項を記入して、希望する小中学校、又は一宮市教育委員会まで持参してください。

なお、提出期間については「一宮市通学区域弾力化実施要項」内に記載されています。

◇12月

○公開抽選について

各学校では、「受け入れ人数枠」が決まっており、その人数を越える希望があった場合は、木曽川庁舎にて保護者立会いの公開抽選が行われます。

事前に抽選の有無、抽選の日時が、申請書を提出された方全員に通知されます。

◇1月

○就学通知書の送付

一宮市教育委員会から「就学通知書」が送付されます。

(P11 入学 参照)



◇4月

○就学通知書を持って、小(中)学校の入学式に参加します。